

京都府公立大学法人教職員再雇用規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第19号

(目的)

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第 3 号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、就業規則第 2 条に規定する教職員の再雇用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 再雇用の対象となる教職員は、就業規則第29条の規定により定年退職した者又は京都府公立大学法人教職員定年規程第 3 条の規定により定年延長した者並びに次に掲げる者（就業規則第33条に規定する定年に準ずる退職者）とする。

- (1) 25年以上勤務して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもので就業規則第29条に定める定年に達したもの
- (2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者（同号に掲げる者を除く。）

(再雇用の方法)

第 3 条 再雇用は、定年時において当該教職員が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者について行う。

(任期)

第 4 条 再雇用の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

(再雇用の任期の更新)

第 5 条 再雇用の任期の更新は、当該更新直前の任期において、第 3 条の規定に準ずる者について行う。

2 理事長は、再雇用の任期を更新する場合には、あらかじめ教職員の同意を得なければならない。

(試用期間)

第 6 条 再雇用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）には、試用期間は設けないものとする。

(辞令の交付)

第 7 条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再雇用教職員に対し、その旨を明示した辞令を交付する。ただし、第 4 号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

- (1) 再雇用を行う場合
- (2) 再雇用の任期を更新する場合
- (3) 再雇用された教職員が異動し、再雇用の定めのない教職員となった場合
- (4) 再雇用の任期の満了により教職員が退職する場合

(再雇用の上限年齢)

第 8 条 第 4 条及び第 5 条に定める任期の末日は、65歳に達する日以後における最初の3月31日でなければならない。

(給与)

第9条 再雇用教職員の給与に関する事項については、次条に定めるもののほか、京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

(手当)

第10条 再雇用教職員に支給できる手当は、次に掲げる手当とする。

- (1) 地域手当
- (2) 通勤手当
- (3) 単身赴任手当
- (4) 特殊勤務手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 宿日直手当
- (7) 管理職員特別勤務手当
- (8) 夜間勤務手当
- (9) 休日勤務手当
- (10) 管理職手当
- (11) 期末手当
- (12) 勤勉手当

2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。

(勤務時間、休日及び休暇)

第11条 再雇用教職員の勤務時間については、次のとおりとする。

- (1) 常時勤務を要する職に採用された教職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
- (2) 短時間勤務の職に採用された教職員については、4週間を超えない期間につき1週間当たり27時間10分または23時間15分を基本とする。ただし、職務執行体制を確保する観点から必要と認める場合は1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で勤務時間を定めることができる。

2 前項及び次条に定めるほか、再雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇については、京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の定めるところによる。

(年次有給休暇)

第12条 退職後引き続いて再雇用された教職員の年次有給休暇は、当該退職時においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間数とする。

2 第5条により任期が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日においてその者が有していた年次有給休暇の日数及び時間とする。

3 第1項以外の再雇用教職員の年次休暇は、当該年の中途において新たに教職員となる者として取り扱うものとする。

(懲戒)

第13条 再雇用教職員となった日までの引き続く教職員としての在職期間中の行為が、就業規則第39条の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(補則)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、法人成立の日に教職員となった者については、その者の京都府職員としての勤務を第2条第1号における勤務とみなす。

- 3 平成20年3月31日以後において職員の再任用に関する条例（平成13年京都府条例第19号）が適用される者については、この規程を適用することができる。

附 則（規程第19-1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（規程第19-2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（規程第19-3号）

この規程は、平成23年6月23日から施行する。

附 則（規程第19-4号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日における京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号。）第120条に指定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者にあつては、その者の京都府職員としての勤務を第2条第1号における勤務とみなす。

附 則（規程第19-5号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（規程第19-6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（規程第19-7号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。